

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

全国の刑法犯※の認知件数※は減少し、平成28年（2016年）には100万件を下回り、令和元年（2019年）には約75万件となりました。

一方で、検挙※人員に占める再犯者※の人員の比率を再犯者率といい、その率は年々増加を続け、令和元年（2019年）には48.8%に上っており、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このような状況の中、国においては、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、平成29年（2017年）12月には、平成30年度（2018年度）から5か年を計画期間とする「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」（再犯防止推進計画）が閣議決定されました。

また、この法において、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じ、必要な施策を策定・実施する責務を有すること」や、「国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めること」が明示されました。

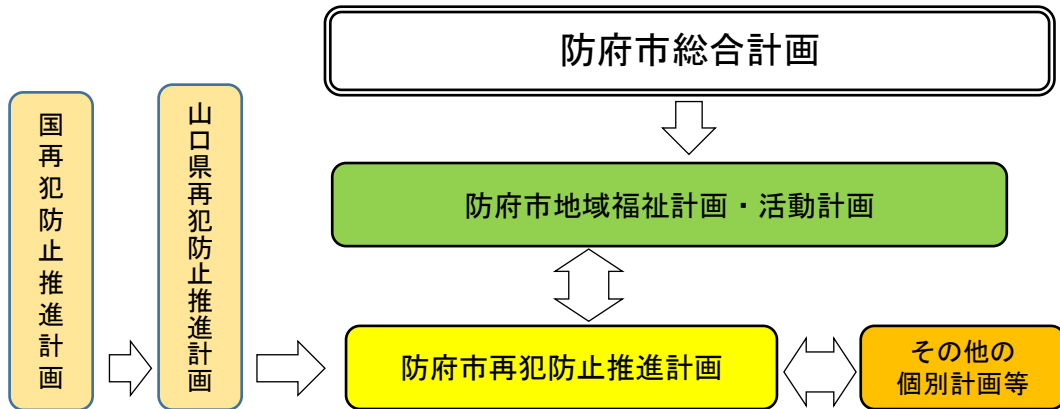
山口県においては、安心・安全な県づくりと犯罪をした人等も包摂した地域共生社会※の実現に向け、県が取り組む再犯防止の施策の方向性を明らかにするため、令和元年度（2019年度）から5か年を計画期間とする「山口県再犯防止推進計画」を平成31年（2019年）3月に策定されました。

こうしたことから、市では、関係機関や民間団体等が連携・協力して、犯罪をした人等が再び罪を犯すことがなく、地域の一員として円滑な社会復帰ができるよう支援することにより、市民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため「防府市再犯防止推進計画」を策定し、必要な施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

また、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、SDGs※の精神を踏まえた計画とします。

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。



3 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し、本市再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

H 30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
			防府市総合計画					次期計画
			防府市地域福祉計画・ 防府市地域福祉活動計画					次期計画
			防府市再犯防止推進計画					次期計画
	山口県再犯防止推進計画					次期計画		
国再犯防止推進計画					次期計画			